

【平成26年第3回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成26年10月10日 市民委員長 山崎 直史

- 「議案第96号 川崎市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第97号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第104号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\*船舶給水の利用状況について

本市では、海運合理化による乗組員の減少や船舶への海水淡水化装置の普及により、給水サービスを利用する船舶が減少している。他都市においても同様の状況と聞いている。

\*給水事業に関する今後の対応について

本議案により、岸壁の給水設備から行う直接給水を廃止するものであるが、今後については自動給水や運搬給水による給水サービスにより対応する予定である。給水事業については、他都市の例も参考にしつつ、効率的な事業実施に努めていきたいと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第111号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第114号 循環資源貨物用地の取得について」

《主な質疑・答弁等》

\*用地取得後の活用について

用地取得後、舗装工事を行い、オープンスペースの荷さばき地として供用したいと考えている。なお、荷さばき地内には、油水分離装置を配置し、循環貨物資源であるスクラップを取り扱っていく予定である。

《意見》

\*当該用地の取得の目的については理解している。近隣施設や時勢等を考慮し、有効活用を図ってほしい。

\* 当該用地の購入については必要ないと考えているため、本議案については賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 116 号 平成 26 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 120 号 平成 26 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第 74 号 安心してこどもを産み子育てしやすい街づくりを求める請願」

《請願の要旨》

本市における保育施策の充実を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

子ども・子育て支援新制度に関する国への働きかけについて、円滑な運用が行えるよう、本市はこれまで国に対し、九都県市首脳会議や指定都市市長会等を通じて要望等、働きかけてきた。さらに、本市の独自要望等、各々の機会を通じて、要望行動等を行ってきた。

認可保育所の整備について、本市はこれまで保育ニーズの高まり等に適切な対応をするため、第 2 期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）を策定し、民間の多様な主体による認可保育所の整備を進めてきた。認可保育所の定員枠の拡大については、平成 23 年度から平成 26 年度までに、83 か所、5,960 人の増を図る見込みである。

公立保育所民営化等について、本市はこれまで、認可保育所の運営については、高まる保育需要への迅速な対応や効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間による運営を基本として新設の保育所を整備し、既存の公立保育所については、本市の社会状況や民間の運営事業者の状況、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、公立保育所の民営化等を進めてきた。本市における公立保育所の民営化の状況としては、平成 17 年度から平成 26 年度までに 33 か所 36 園の民営化を進め、575 人の定員増を図った。

川崎市子ども・子育て会議は、本市の子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されていることを担保する上で重要な役割を果たすことから、保護者や子ども・子育て支援従事者等、子ども・子育てに関係する者を委員として設置している。

川崎市保育料改定について、本市の保育料の保護者負担割合は、平成 23 年度以前は国基準保育料額に対して 66.4% だったが、平成 24 年度からの 3 年で段

階的に保護者負担割合を 75% とし、世帯の所得階層区分の定義及び保育料額は、受益と負担の適正化を検討するに当たり、世帯の所得階層区分の定義を国基準階層区分に合わせ、保育料額の階層間差額の均衡を図った。

保育園で働く職員の労働条件の改善について、子ども・子育て支援新制度開始後については、幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、現行の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の改善」を反映していく。国の動向を踏まえた設定を本市においても実施するよう調整を進めていく。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 子ども・子育て支援新制度移行後の公定価格の設定と事業者の動向について

現在、国により公定価格の仮単価が示されているが、正式な単価はまだ示されていないため、国の正式な決定を基にして、本市としても加算額を設定することとなる。事業者は今後の事業に関する意向を決定する際に、公定価格が一つの検討材料となるが、現在は仮単価を基に検討している状況である。

##### \* 国が今後示す正式な公定価格が、現行の公定価格と市の加算額よりも低かった場合の本市の対応について

仮に、現行の公定価格と市の加算額よりも低かった場合は、本市が差額分を上乗せできるよう関係局と調整を行う予定である。また、本市が上乗せ補助をしてきた一部の補助が、新制度では、国で設定する公定価格に含まれることとなるが、仮にその価格が現行より低かった場合についても、対応を検討する必要があると考えている。

##### \* 地域型保育事業に係る公定価格等への今後の対応について

家庭的保育事業については、新制度移行後も現行制度と類似した運用となるため、現行の水準の維持、確保を図っていきたいと考えている。また、小規模保育事業は、基本的には新制度移行後の新たな事業であるが、現行の認可保育所の基準を加味しながら、適正な運営が図られるように対応していく予定である。

##### \* 本市の国基準保育料額に対する保護者負担割合に係る他都市との比較について

現在では、国基準保育料額に対する保護者負担割合が 70% 以上の政令指定都市は 11 市あり、本市は、75% に設定している。これは、政令指定都市中、上から 4 番目の高さであるが、近隣都市の保護者負担割合等と比較して設定したものである。

##### \* 子ども・子育て支援新制度移行後の保育料の引上げについて

国が現在示している保育料の基準については、現行制度と変更がなく、また本市では、平成 24 年度から平成 26 年度までに、3 年で段階的に保護者負担割合を上昇させてきた経過があるため、平成 27 年 4 月時点では、現行の負担割合を保持したいと考えている。しかしながら、保育料については、今後の保育所の整備状況等を鑑みつつ、負担割合の在り方を検討していく必要が生じる可能性があると考えている。

##### \* 保育料に関する低所得者層への配慮について

低所得者層への配慮として、所得階層区分ごとの保育料額における間差額の均衡を図っており、低所得者層の保育料については引上げを行っていない。しかしながら、今後の動向によっては、保育料負担割合の在り方と合わせて検討していく必要が生じる可能性があると考えている。

#### \* 子ども・子育て支援事業計画の状況について

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、現在、ニーズ調査の結果や川崎市子ども・子育て会議における意見、人口推計等を踏まえ、量の見込みを算出しているところである。計画の策定は、今年度末を予定している。

#### \* 川崎市子ども・子育て会議における市民意見の取扱いについて

今年度は子ども・子育て会議において、主に子ども・子育て支援事業計画の策定に関して審議されているが、子ども・子育て支援新制度に関する各基準等を策定する際に行なったパブリックコメントの結果や市民説明会等における市民からの意見に関して報告を行なっていることから、市民の意見等を考慮し、審議されていると認識している。

#### \* 川崎市子ども・子育て会議における協議内容の市民への公開について

子ども・子育て会議の議事録については公開されており、審議内容について市民は知ることができる。

#### \* 子ども・子育て支援新制度利用者説明会の開催状況と市民の反応について

説明会を4回開催したところ、子育てに携わる保護者が多く参加し、各説明会とも100名を超える参加者があった。説明会では、新制度移行後の保育所申込み等の手続方法や、認定こども園や小規模保育等の施設等、体系の増加に関する意見や質問等が多くあった。

#### \* 保育所で働く職員の待遇改善について

現在国が示している新制度移行後の公定価格の仮単価では、これまで国では採用していなかった加算分の施設給与改善費等が新制度移行後は公定価格に含まれるようになっているため、職員の待遇改善は図られるものと考えている。

#### \* 保育士の確保に係る今後の職員の待遇改善について

保育士の確保のため、子ども・子育て支援新制度の効果等を考慮しつつ、本市として独自に職員の待遇改善について取り組んでいきたいと考えている。

#### \* 公立保育所の民営化によるメリットについて

保育所の民営化により、延長保育や一時保育の実施、3歳以上の主食の提供の実施、また、一部の保育所における地域子育て支援センターの併設や、休日保育の実施など多様な保育サービスの提供の実現を図っている。

#### \* 保育の質の確保に関する取組について

受入枠の拡大を目的とし、認可保育所の整備と同時に川崎認定保育園制度等を整備した経過があるが、認定保育園で働いている職員の質や保育の質については、今後さらに、行政が関与し、指導、監督を行っていく必要があると考えている。厳しい財政状況の中であるため、ハード面とソフト面の両面による認可、認可外の保育施設の連携、強化等を検討し、保育の質の確保に向け、機能強化に努めていきたい。

## 《意見》

- \* 保育所の民営化を行った当初、市民からも不安の声があつたが、実施後はサービスの効率的な提供等が可能となっている。今後も民営化を進めていくに当たっては、民営化によるメリットに関する情報について、広報等を行ってほしい。
- \* 保育所によって保育サービスの内容に非常に差があると感じている。監査、指導体制を強化し、本市の保育の質の維持、向上に努めてほしい。
- \* 子育て世代の経済状況に関しては、非正規雇用等安定しない収入で生活せざるを得ない者が多く、また労働環境に起因して、保育所等の利用申請が増えていることから、平成27年度以降の保育料の保護者負担割合については引き上げないようにしてほしい。
- \* 保育料に関しては、受益者負担による適正な価格の負担について、一定の理解をするところではあるが、低所得者層や中間所得者層への十分な配慮をしてほしい。

## 《取り扱い》

- ・ 保育の質や環境等を整えていくためには、公立保育所の民営化はこれ以上行うべきではないと考える。また、子ども・子育て支援新制度の導入に伴って、今後、子ども・子育て支援事業計画の検討がされることから、本請願については、継続審査とすべきと考えていたが、不採択との意見が多い。採決を行うのであれば、不採択とすべき願意とは思わないため、採択すべきである。
- ・ 子ども・子育て支援新制度の方向性をおおむね支持し、保育所の民営化等に関する保育施策に関しては、推進していくべきと考える立場であることから、本請願とは相容れないため、賛成できず、不採択とすべきである。
- ・ 国において待機児童の定義の基準を設定する動きがあることや、これまで運営費の財源確保や効果的・効率的なサービス提供の観点から公立保育所の民営化に関する議案について賛成してきたこと、また、保育料の減額についても本市の財源の考慮の必要性や子ども・子育て支援新制度の導入に当たって、国や他都市等の動向等を注視していく必要があると思われることから、請願には賛成できず、不採択とすべきである。
- ・ 公立による保育所運営であれば必ずしも保育の質を維持できるとは思えず、民営による質を維持した保育所運営について注力すべきと考える。そのため、本請願には賛成できず、不採択とすべきである。
- ・ 良質な保育所の運営についての判断は、公立による運営であるか、民間による運営であるかといった観点で決められるものではなく、それぞれによる運営に長所、短所があるものと理解している。両方の運営により、バランスの取れた保育施策を行っていくべきものと考えているため、本請願には賛成できず、不採択とすべきである。
- ・ 保育所の民営化による保育の質の確保等については、議会でも幾重にもわたり議論、確認を行っている経緯があり、行政としても財政の効率化を図りつつ、質の確保はしていくことを十分に認識していると思われる。これまでの経緯からしても、本請願には賛成できず、不採択とすべきである。

## 《審査結果》

贊成 少数不採択